

# 岐阜県ペタンク協会 規約

## 第1章 総則

### 【名称】

第1条 この協会は、岐阜県ペタンク協会という。

### 【事務所】

第2条 本会の事務局は、岐阜県多治見市市之倉町8丁目234番地 松浦 利実宅に置く。  
Tel：090-4211-0280 Fax：0572-22-8805

## 第2章 目的と事業

### 【目的】

第3条 本会は、スポーツマン精神をもってペタンクに親しみ、技術の向上と健康の増進、会員相互の親睦を図るとともにペタンクの普及と発展を寄与することを目的とする。

### 【事業】

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. ペタンクの知識と実技に関する普及活動。
2. 指導員、審判員養成のための認定講習会の開催。
3. ペタンクの各種技術取得のための研修会の開催。
4. 本会地域内における親善大会および競技大会の開催。
5. 会報等の発行。
6. 前項のほか、本会の目的達成に必要な事業。

## 第3章 構成

### 【組織】

第5条

1. 本会は、一般会員および学生会員により組織される。
2. 本会は、日本ペタンク・ブール連盟に加入するものとする。
3. 本会は、市区町村別などの加盟団体を置くものとする。
4. 本会は、参与および協力団体を置くことができる。

### 【会員】

第6条 本会の会員は、次の通りとする。

1. 市町村などを代表するペタンク協会（加盟団体）に所属する者。
2. 加盟団体の存在しない市町村では、ペタンク愛好者のクラブに所属する者。
3. 個人の資格で入会する者。

### 【会員の登録】

第7条 会員になろうとするものは所定の登録申込書を会長に提出し承認を受けなければならない。

### 【登録料・入会金および年会費】

第8条

1. 会員は、別に定めるところにより、登録料・入会金および年会費を納入しなければならない。
2. 特別な費用を必要とするときは、理事会の議決を経て、臨時会費を徴収することができる。
3. 既納の登録料・入会金および年会費はいかなる理由があっても、返還しない。

### 【寄付金等】

第9条 本会の目的に賛同して事業援助のために寄付金等の申し出あった場合は、会長の承認を得て受納するものとする。

### 【資格の喪失】

第10条 会員は、次の事由によってその資格が喪失する。

1. 退会したとき。
2. 死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき。
3. 除名されたとき。
4. 協会が解散したとき。

### 【退会】

- 第11条 会員が次の一つに該当するときは、理事会の決議を経て、会長が除名することができる。
1. 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に違反する行為があったとき。
  2. 本会の会員としての義務に違反したとき。
  3. 会費を1年以上滞納したとき。

### 【転入・転出】

- 第12条 1. 他支部からの転入。  
他の支部協会に所属し、日本ペタンク・ブール連盟会員として継続できる会員は、岐阜県ペタンク協会に入会時、登録料・入会金を免除し、既会員と同一に扱う。入会後は岐阜県の会費規定を適用する。
2. 他支部協会への転出。  
勤務・転居などの理由で、岐阜県ペタンク協会に所属する理由が無くなった会員は、転出する地の協会に紹介し活動が継続できる配慮する。ただし、会費規定は、転出先の協会の規定に従うものとする。

## 第4章 役員および職員

### 【役員】

- 第13条 1. 本会に次の役員を置く。
- |      |     |
|------|-----|
| 会長   | 1名  |
| 副会長  | 若干名 |
| 事務局長 | 1名  |
| 常任理事 | 若干名 |
| 理事   | 若干名 |
| 監事   | 2名  |
2. 必要に応じて顧問、参与若干名および協力団体を置く。

### 【役員を選出】

- 第14条 1. 会長および副会長は、理事会で推薦する。  
2. 事務局長は理事会の選出に基づき会長が任免する。  
3. 理事および監事は、総会で選出する。

### 【役員の任務】

- 第15条 1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。  
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときは、これを代行する。  
3. 事務局長は会長の指示を受け業務全般を執行し処理する。  
4. 常任理事は、本会の業務を執行し事業の企画、運営にあたる。  
5. 理事は、理事会において会務の重要事項を審議議決する。  
6. 幹事は、財務会計を監査する。

### 【役員任期】

- 第16条 1. 本会の役員任期は、2年とし、再任は妨げない。  
2. 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者残任期間とする。  
3. 役員は、その任期期間後でも後任者が就任するまではその業務を行う。

### 【役員解任】

- 第17条 役員は、次の各号の一つに該当するときは、役員現在数の3分の2以上の議決により役員を解任することができる。
1. 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められたとき。
  2. 職務上の業務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。

## 第5章 会議および運営

### 【機関】

- 第18条 本会に次の機関を置く。

1・総会 2・理事会 3・常任理事会

【総会】

- 第19条 1. 総会は、本会の最高議決機関である。  
2. この総会は、第6条の会員を以て開催する。  
3. 総会は、毎年5月末までに開催する。  
4. 総会は、会員数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。  
ただし、委任状による出席を認める。  
5. 総会における議決は、出席会員の過半数の同意による。

【総会の審議事項】

- 第20条 総会は、次の事項を審議決定する。  
1・予算並びに決算の承認。  
2・事業計画と事業報告の承認。  
3・役員承認。  
4・本規約の改廃  
5・その他議決を要すること。

【理事会】

- 第21条 1・理事会は必要に応じて会長が召集し、次の事項を審議する。ただし、役員現在数の3分の1以上から理事会の召集を請求されたときは、会長は臨時理事会を召集しなければならない。  
1) 本会の運営、規則に関する事。  
2) 諸計画に関する事。  
3) 役員選出に関する事。  
4) 予算並びに決算に関する事。  
5) 総会提出議題に関する事。  
2・理事会の議長は会長とする。  
3・理事会は役員現在数の2分の1以上の出席しなければ開くことができない。ただし、委任状による出席を認める。

【常任理事会】

- 第22条 1・常任理事会は、本会の執行機関である。  
2・常任理事会は、常任理事を以て開催する。  
3・常任理事会は、必要に応じて会長が召集する。

第6章 会 計

【収 入】

- 第23条 本会の収入は、次の通りとする。  
1・登録料・入会金および年会費。  
2・助成金および寄付金品等。  
3・事業に伴う収入  
4・その他の収入

【登録料・入会金および年会費】

- 第24条 本会の登録料・入会金および年会費は次の通りとする。  
1・一般会員（1名につき） 6000円（登録料・入会金2000円・年会費4000円）  
2・学生会員（大学生） 5000円（登録料・入会金2000円・年会費3000円）  
学生会員（中学・高校生） 4000円（登録料・入会金1500円・年会費2500円）  
3・入会后2年目からは、年会費の納入とする。

【加盟料・年会費の納入】

- 第25条 市区町村加盟団体の加盟料および年会費の納入は、毎年3月末日までに完了するものとする。  
（注・加盟団体加盟料5000円初回のみ、負担金年額10000円）

【会計年度】

- 第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

【収支決算】

第27条 本会の収支決算は、会長が作成し、監事の監査を経て理事会および総会に報告し承認を得なければならない。

## 第7章 義 務

第28条 本会の会員は、本規約を遵守する義務を負う。

## 第8章 規約の改廃

### 【規約の改廃】

第29条 本規約を改廃しようとするときは、総会出席者の3分の2以上の賛同を得て決定しなければならない。

### 【付 則】

第30条 1・この規約に定める以外の必要な事項は、常任理事会において定め、会長が承認を得るものとする。  
2・本会の規約は、平成5年4月29日より実施する。  
平成11年5月2日一部改正。